

長第04140002号
令和3年12月23日

関係団体の長 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底
について（周知徹底）

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり和歌山県所管の高齢者関係施設等の管理者あてに当
室から通知するとともに、市町村所管の介護保険施設等については県内各市町村か
ら周知するよう各市町村介護保険担当課長あて依頼している旨お知らせします。

なお、各関係団体におかれては、当通知の趣旨・内容（以下 通知ポイント参照）
について、会員施設・事業所に対して周知いただきますようお願いします。

記

<ポイント(新型コロナウイルス対応関係)>

- 新型コロナウイルスについて、全国的に感染状況は落ち着いている状況ですが、感染が高
齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれが十分あり、また、年末・年始に
向けて人の移動や交流が活発化することに加え、新たな変異株「オミクロン株」による感染
の急拡大も懸念されます。
- 高齢者施設等におかれては、感染再拡大に十分警戒するとともに、施設内での集団感染
を未然に防ぐため、基本的な感染予防対策はもちろん、下記の感染防止対策、県民の皆様
へのお願い事項を職員、利用者含め施設等全体で、引き続き、気を緩めることなく、徹底を
お願いします。

<ポイント(新型コロナウイルス補助金関係)>

- 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)にかかる消費税等仕
入控除税額の報告について(県通知 令和3年11月25日付け長第11250001号)
(報告書の提出期限:令和4年1月11日(火)必着)
- 介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金交付申請について(県通知 令和3
年12月20日付け長第12200001号)
(補助金の申請期間:令和4年1月4日(火)～令和4年1月31日(月)消印有効)

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

長 第 04140002 号
令和 3 年 12 月 23 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について (周知徹底)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、全国的に感染状況は落ち着いている状況ですが、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれが十分あり、また、**年末・年始に向けて人の移動や交流が活発化することに加え、新たな変異株「オミクロン株」による感染の急拡大も懸念されます。**

つきましては、高齢者施設等におかれては、感染再拡大に十分警戒するとともに、施設内での集団感染を未然に防ぐため、基本的な感染予防対策はもちろん、下記の感染防止対策、県民の皆様へのお願い事項を職員、利用者含め施設等全体で、引き続き、気を緩めることなく、徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 徹底していただきたい感染防止対策 (これまでお願いしてきた事項)

- 在宅から高齢者施設への入所時 (短期入所含む) 及び病院を退院し高齢者施設への入所・利用時においても (病院から来たので大丈夫と思わず)、抗原簡易キットを活用し、検査の徹底をお願いします。また、定期的なショートステイ利用時においても、利用者の健康観察に留意するとともに、検査をお願いします。
- 新型コロナウイルスワクチン 2 回接種後も、感染及び発症、他人への感染事例が確認されているため (ワクチン 2 回接種済みで大丈夫と思わず)、ワクチンを決して過信せず、気を緩めずに、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底してください。
- 少しでも症状 (発熱・咳・倦怠感・味覚異常など) があれば出勤せず、直ちにクリニックを受診してください。また、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控えてください。

2. 和歌山県及び厚生労働省等からの通知 (URL 等参照)

(1) 令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (介護分) にかかる消費税等仕入控除税額の報告について (県通知 令和 3 年 11 月 25 日付け長第 11250001 号)

(報告書の提出期限: 令和 4 年 1 月 1 日 (火) 必着)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/shiiregakukoujyo.htm>

(2) 介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金交付申請について (県通知 令和 3 年 1 2 月 2 0 日付け長第 12200001 号)

(補助金の申請期間: 令和 4 年 1 月 4 日 (火) ~ 令和 4 年 1 月 3 1 日 (月) 消印有効)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/R3.10/keizokushien.html>

- (3) 高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について（令和3年12月15日付け厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000867566.pdf>
- (4) 介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナーのご案内（令和3年度厚生労働省委託事業介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援事業）（令和3年12月15日付け厚生労働省事務連絡）
<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/R3.12/B CPsakuseiseiannai.pdf>
- (5) 「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和3年度老人保健健康増進等事業）」委員インタビュー動画（第1弾）の公開のご連絡について（情報提供）【その3】（令和3年12月21日厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000870109.pdf>
- (6) 県民の皆様へのお願い（和歌山県 令和3年11月25日）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00208967.html>
- (7) 「関西・年未年始感染警戒宣言」（関西広域連合 令和3年12月19日）
<https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/211219sengen.pdf>
- (8) 高齢者施設のための救急ガイドブック ‹‹救急要請前の対応と要請マニュアル・緊急情報提供シート››
（和歌山県那賀消防組合 令和3年9月作成）
<http://naga119.gr.jp/kyuukyugaidobukku/gaidobukku.html>

県介護サービス指導室

TEL：073-441-2527（直通）

令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業補助金（介護分）補助事業者様

和歌山県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（介護分）にかかる消費税等仕入控除税額の報告について

平素は、本県の介護福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、この補助金を受けた事業者は、確定申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合、消費税等仕入控除税額報告書を提出する必要があります。

つきましては、下記により、必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

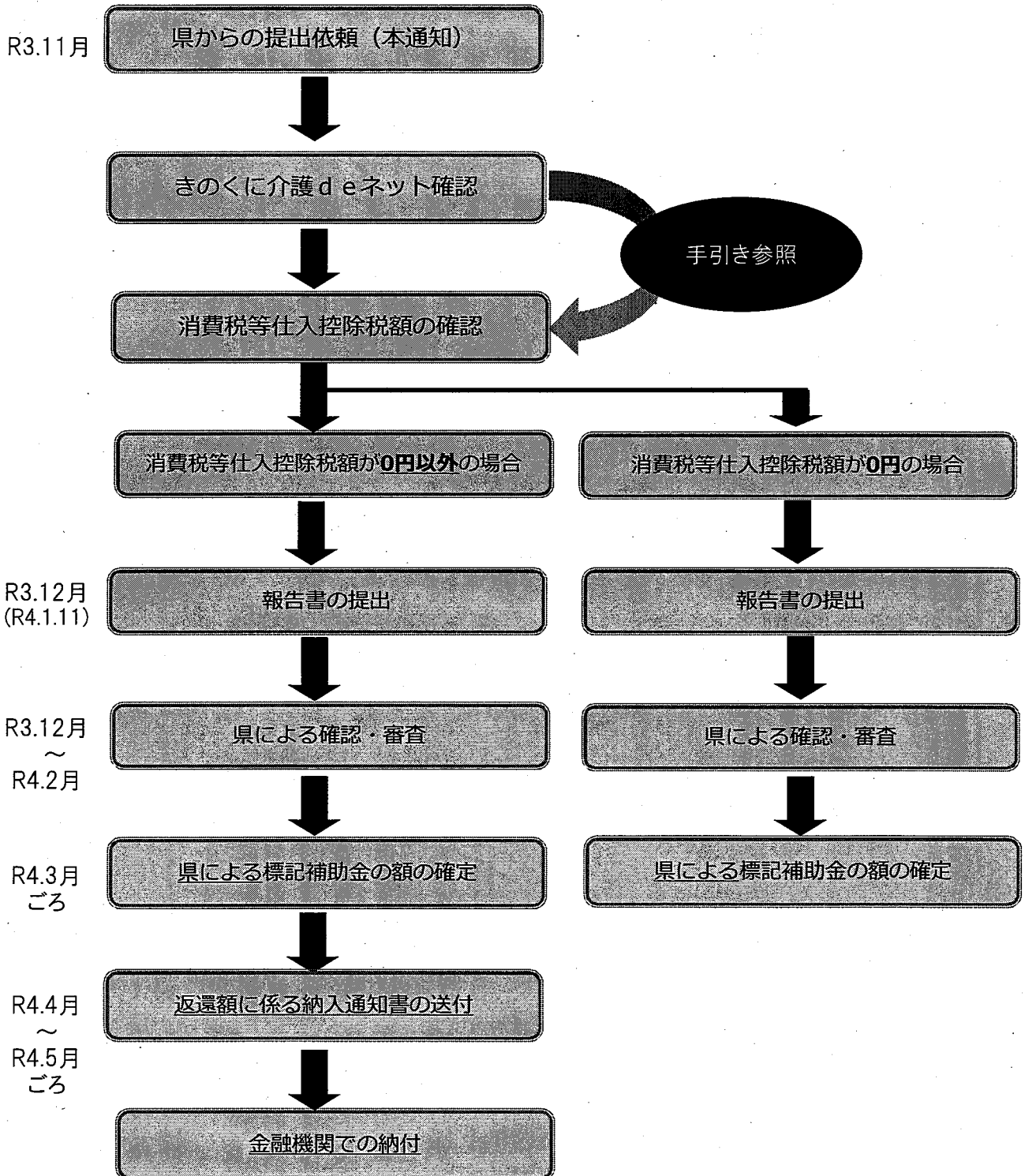
記

1. 対象 次のいずれかの補助金の交付を受けた**全ての事業者**
 - ・ 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
 - ・ 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
 - ・ 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
 - ・ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業
2. 提出書類 消費税等仕入控除税額報告書（きのくに介護deネットに掲載しています。）
その他提出が必要な書類（※）
※その他提出が必要な書類や、消費税等仕入控除税額等については、きのくに介護deネットに掲載している手引きを参照してください。
(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/#2>)
3. 提出期限 令和4年1月11日（火）（必着）
4. 提出先 〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県長寿社会課介護サービス指導室 あて
※封筒に、朱書きで「消費税等仕入控除税額報告」と記入した上で提出願います。
5. 注意事項 消費税等仕入控除税額が0円の場合も、必ず書類を提出いただく必要がありますのでご留意願います。

和歌山県長寿社会課介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

(裏面もご確認ください)

令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）にか
かる消費税等仕入控除税額の報告について（予定）



長第12200001号

令和3年12月20日

各介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部

介護サービス指導室長

(公印省略)

介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金交付申請に
ついて (ご案内)

介護報酬における基本報酬の0.1%特例評価が9月末で終了となったことに伴う代替措置としての標記補助金について、申請方法、申請様式等を掲載いたしましたので、きのくに介護deネット内、「介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金」をご確認いただき、期限内に交付申請書等関係書類を提出いただきますようお願いいたします。

また、本通知は、法人に対して1通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所等あて通知いただきますようお願いいたします (補助金の交付申請は、1法人1回限りでの申請となりますので、必ず法人において県内事業所分をまとめて申請してください)。

きのくに介護deネット

検索

「きのくに介護deネット」トップページ

- ▶ 新型コロナウイルス関係
- ▶ 1. 介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金

(担当)

介護サービス指導室 津守

TEL: 073-441-2527 (直通)

介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金（きのくに介護deネット掲載情報の概要）

申請方法・申請期間

1. 申請期間:令和4年1月4日(火)~1月31日(月)消印有効
2. 申請方法:郵送
3. 提出先:〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1番22号 和歌山県日赤会館102 補助金審査センターあて
※封筒表面に「新型コロナ対策支援事業申請書在中」と赤字で記載ください。
4. 提出物
 - 様式1 総括表
 - 様式2 申請額一覧
 - 様式3 個票
 - 領収書の写し
 - (国保連への登録口座が債権譲渡されている場合のみ)通帳の写し
5. 申請書:申請書様式(様式1・様式2・様式3)
6. 留意事項
 - 法人単位での申請となりますので、領収書のあて名は「法人名」としてください。(宛名が事業所・施設名の領収書がある場合は、必ず様式3の誓約事項欄の5つめにチェックを入れてください。)
 - **1法人1回限りの申請となりますので、必ず法人内の事業所をまとめて申請願います。**
 - 支払いは国保連から各事業所・施設(登録口座)への振込となります。登録口座が債権譲渡されている場合は県からの振込になりますので、通帳の写しを添付ください。

対象事業所

基本報酬の0.1%特例評価の対象としていた全ての介護施設・事業所

※ 医療系のサービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)で、医療の補助金(令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金)の交付を受ける場合は対象外

対象経費

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- 衛生用品(マスク、手袋、消毒液等の消耗品)
- 感染症対策に要する備品(パーテーション、パルスオキシメーターに限る)

補助上限

- きのくに介護deネットの掲載情報を参照

問い合わせ先

- 令和3年12月28日まで 介護サービス指導室 TEL:073-441-2527
- 令和4年1月4日以降 補助金審査センター TEL:073-425-1330